

# 確 約 書

平成 年 月 日都市計画法第53条第1項の許可申請にかかる建築物は、都市計画事業（ ）区域内であり、当該事業施行の際には、公共用地の取得に伴う損失補償金算定基準により、当該事業に支障のないよう移転、撤去します。

なお土地及び建築物の転売、転貸の際には、買い主及び借主にこの書面記載事項を遵守するよう、必ず申し継ぎます。

(あて先) 美濃加茂市長

平成 年 月 日

申請者 住 所

建築場所

氏 名

印